

令和7年7月23日 定例教育委員会 会議録			
1 開催日時及び場所			
・令和7年7月23日（水） 14時30分 ～ 15時47分			
・1701 会議室			
2 出席者			
教育長	堀 貴 雄	事務局職員	
委 員	村 上 啓 雄	副教育長	松 本 順 志
委 員	打 江 記 代(Web)	教育次長	中 川 敬 三
委 員	市 川 祥 子(Web)	義務教育総括監	青 木 孝 憲
委 員	吉 田 香央里	教育総務課長	野 中 正 史
		教育総務課教育主管	安 部 博 貴
		教育総務課教育主管	三 島 晃 陽
		義務教育課長	吉 村 嘉 文
		義務教育課教育主管	林 健 司
		義務教育課教育主管	渡 辺 出
		高校教育課長	棚 橋 武 司
		高校教育課教育主管	有 尾 隆 宏
		特別支援教育課長	服 部 秀 明
		体育健康課長	日下部 光
		教育管理課長	中 野 嘉 章
		教育財務課管理調整監	名 和 宏
3 議事日程等			
報第1号、報第2号、報第3号、議第1号、議第2号について、非公開とすることを決定			
4 会議録			
令和7年6月16日開催の定例教育委員会の会議録を承認			
5 審議の概要			
別添のとおり			

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
教 育 長	会議を始めるに先立ち、1点お伺いをさせていただきたい。 先日、退任された竹中委員には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長職務代理者をお願いしていた。竹中委員が退任されたため、新たな教育長職務代理者を決める必要がある。教育長職務代理者は、同法により、教育長が指名することになっているので、今回新たに村上委員を教育長職務代理者に指名したいと考える。村上委員、お引き受けいただけるか。
村 上 委 員	承知した。 お引き受けしたい。
教 育 長	それでは、村上委員を新たに教育長職務代理者として指名する。
事務局報告（政策） （1） 県立学校の教科書採択について	
高 校 教 育 課 長	県立学校の教科書選定採択事務については、この表の上段のとおり、4月の定例教育委員会会議において、令和8年度使用教科用図書の採択方針をお認めいただいた。再度教科書選定採択事務の流れについて説明する。 5月に事務局から各県立学校に対し、教科書選定に係る事務について依頼した。選定とは、それぞれの県立学校が使用する候補となる教科書を選ぶことである。6月に各県立学校では、事務局からの依頼を受け、教科書選定委員会を設置し、来年度使用教科書の選定の適否について審議を行ったところである。その後、各県立学校から事務局に提出された教科書選定委員会の議事録及び選定理由書に基づき、現在事務局にて、各学校の選定結果を取りまとめ作業を進めている。なお、各学校では、それぞれの生徒の実態等を踏まえ、教科書の内容や構成、図やイラストの配置のされ方などを調査し、教科書を選定している。最近の特色としては、SDGsと関連付けた内容を取り上げている教科書や、QRコードからアクセスできるデジタルコンテンツを充実させた教科書が多く発行されている。本日、対面で御出席いただいている委員の皆様には、その教科書の一部を御準備させていただいた。手に取って御覧いただければ幸い。8月の定例教育委員会会議までの間、お持ち帰りいただくことも可能である。なお、これらの教科書は岐阜県図書館や、岐阜県総合教育センターでも御覧いただくことができる。 今後の予定として、次回の8月20日の定例教育委員会会議において、各県立学校の教科書選定結果をお示しさせていただく。委員の皆様には、その選定結果に基づき、教科書の採択について御審議をお願いすることとなる。 お手元のファイルの2ページ以降の資料について補足させていただく。3ページから74ページまでが高等学校用教科書目録となる。これは高等学校にて来年度使用することのできる教科書の一覧を示したものである。75ページから127ページまでが特別支援学校の一般図書選定資料となる。一般図書は、児童生徒の障がいの状態及び発達の段階や特性等に応じて、教科書として使用するものである。なお、その一部についても、本日、対面で御出席の委員の皆様のお手元に準備させていただいた。 129ページに自己申告書を掲載している。このことに関して、委員の皆様にお願ひがある。2ページに教科書採択における公正確保の徹底について依頼の文書がある。2ページの下、関連法令、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に、自己、配偶者もしくは3親等以内の親族が、本件に関して利害関係者である場合は議事に加わることができない旨が規定されている。この関係法令の趣旨を徹底するため、委

	員の皆様におかれては、教科書採択に係る議案に先立ち、御本人、配偶者、もしくは3親等以内の親族が教科書発行者にお勤めでないかについて、お配りしております自己申告書に御記載いただき、本日の会議終了後、事務局まで御提出願いたい。なお、オンラインで御参加の委員には、この後、郵送させていただく。
事務局報告（その他） (1) 令和7年第3回岐阜県議会定例会における審議結果について (2) 令和7年第3回岐阜県議会定例会における教育警察委員会の概要について (3) 令和7年度教育委員行事予定について	
教育総務課長	議案としては、補正予算1件及び条例その他議案6件を委員会に付託をさせていただいた。詳細については、この後、事務局報告（その他）（2）の方で報告をさせていただきます。また、一般質問において、教育委員会関係として、9名の議員から、16件の質問をいただいた。質問の内容としては、岐阜盲学校の施設や敷地の当面の有効活用策の他、夜間中学設置の方針や、今後の県立高校のあり方についてなど、幅広い御意見、御質問をいただき、知事及び教育長から回答した。なお、答弁の詳細につきましては、お手元の資料の3ページ以降にあるので御覧いただきたい。
教育総務課長	令和7年第3回岐阜県議会定例会における教育警察委員会の概要についてである。 令和7月7日に開催された委員会において、先ほど申し上げた令和7年度補正予算検討、条例その他議案6件について御審議をいただいた。補正予算の主な内容としては、就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上の世帯の公立高校生を対象に、臨時支援金を支給するための増額に係るものである。また、条例その他議案としては、スクールバスの取得や県立高校体育館の空調機の取得及びパーソナルコンピュータの取得について、御審議をいただいた。 いずれの議案についても、審議の結果原案どおり承認された。
教育総務課長	令和7年第3回岐阜県議会定例会における教育警察委員会の概要についてである。 令和7年7月7日に開催された委員会において、先ほど申し上げた令和7年度補正予算1件と、条例その他議案6件について御審議をいただいた。補正予算の主な内容としては、就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上の世帯の公立高校生を対象に、臨時支援金を支給するための増額に係るものである。また、条例その他議案としては、スクールバスの取得や県立高校体育館の空調機の取得及びパーソナルコンピュータの取得について、御審議をいただいた。 いずれの議案についても、審議の結果原案どおり承認された。
その他 意見交換	
打江委員	先日、全国都道府県教育委員会連合会総会に参加した。その件について報告する。 1日目は、文部科学省から「公立高校の魅力向上について」と「教師を取り巻く環境の整備について」の説明があった。その中で、DXハイスクールのあり方やそれに伴う支援金について、教育の多様性への対応と共通性の確保について、働き方改革についての話は深く考えさせられた。 2日目は、分科会があり、「公立高校の魅力向上について」と「日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援について」、他県の教育委員と協議をした。他県においても様々な特色ある学校づくりを行っていることが分かった。他県の教育委員からは、中学生やその保護者が高校選ぶ時の視点と教育委員会が公立高校の魅力化のために行っている施策にズレがあるのではないかという意見が出された。中学生やその保護者の思いを捉え、施策を行うことが重要だという意見も出された。魅力化の取組みについては、岡山県の取組みに関心をもった。全日制高校への進学を目指している不登校傾向の中学生が、全日制高校を卒業することを支援する仕組みを整えているとのこと。先進的な取組みについては、私たちも1回見学することで理解が深まると感じた。

	各県の話で共通していたことは、どの県も少子化や日本語指導が必要な外国人児童生徒の支援等が大きな課題となっているとのこと。今後、一層注視していかなくてはならないと感じた。
教 育 長	今、打江委員から報告があったとおり。特に、私学の無償化については、大阪府が先行して行っているため、その影響等について話題になったが、大変難しい問題であると感じた。 県ごとの課題に差異はあるが、少子化については非常に速いスピードで迫ってきているということを実感したところである。
村 上 委 員	教師の不祥事に関する報道が連日続いている。このことに関して、岐阜県としてどのように現場に指導を行われたか。
高 校 教 育 課 長	県立学校への指導については、7月14日に行われた高等学校及び特別支援学校の校長会の中で、校長に対して次の内容を伝えた。1つ目は、言うまでもなく、児童生徒への性暴力は、言語道断であるということ。2つ目は、個人のスマートフォンを利用して、児童生徒を撮影することはあってはならないということ。学校の行事等記録として残す場合については、学校のデジカメ等を使用すること。また、そのデータを外に持ち出す際には、必ず管理職の了解をとること。3つ目は、学校環境を改めて確認していただきたいということ。特に死角となり得る場所について、しっかり確認すること。 これらとは別の取組みとして、児童生徒そして保護者に対して、例年9月から10月にかけて実施している、体罰調査及び教員によるハラスメント（セクハラを含む）調査を前倒した。7月に実施しているところである。改めて、教職員の服務規律の徹底を進めているところである。
義 務 教 育 課 長	義務教育段階の学校に関しても、各教育事務所を通して文部科学省からの通知を確実に届けている。それ以外にも、町村教育長の夏期研修会、そして、都市教育長の役員会において、直接、各市町村教育委員会教育長に伝えている。
村 上 委 員	本来は、このようなことは起こらないというのが当たり前なところであると考えている。誠実に働いている現場の先生方は、普段とは違う業務が増えるということについて、大変気の毒だと感じている。このような報道により、頑張っている先生の評価が不当に下がったり、不当な言葉を浴びせられたりというようなことがあるのではないかと心配している。現場ではこのような問題は起こっていないか。
義 務 教 育 課 長	当課にはそのような報告は上がってきていない。
村 上 委 員	報道を聞いたときに、誠実に頑張っておられる先生が本当に気の毒であると感じている。もし、この件で心を痛められている先生がいるのであれば、十分なケアをしていただきたい。
教 育 長	オンラインではあるが、文部科学省初等中等教育局長が、直接20分間、この件について話をした。それに関わる通知に基づき、各学校に対して、指導しているところである。
報第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第2号 職員の表彰について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	

報第3号 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について（非公開案件）	
職員の表彰について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第1号 退職手当の支給制限処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
その他 意見交換	
村 上 委 員	先日の報道で美濃市では、小学校低学年の通知表を廃止したとのこと。今後、県全体としてそのような動きは広がるものなのか、或いは全国でも、どういう動きになるのか。このことについて教えていただきたい。
義 務 教 育 課 長	基本的には市町村教育委員会の判断ということになるが、現段階でそういった広がり、或いは、そういったことを検討している他の市町村の情報入っていない。
村 上 委 員	文部科学省としても推奨するということはないのか。
義 務 教 育 総 括 監	先日、中教審特別部会でそのような話題となった。文部科学省は、学年末1回の通知表（成績）の説明を必ずするという話になっており、全くなしにするというような方向にはなっていない。
打 江 委 員	岐阜新聞に掲載された学級を再編成するという件について説明いただきたい。
義 務 教 育 課 長	今回の事案は、育児休業を申請した教員の代わりの講師が見つからない状況があったことを踏まえ、該当学校が、学級を1つ少なくしていこうと考えたため、岐阜新聞が情報を捉え、報道したことで明らかとなった。現在は講師が見つかったため、実際には新たな再編成は行われていない。
打 江 委 員	理解した。
閉会	
15時47分、閉会を宣言する。	